

可児市建築物等耐震化促進事業費補助金

# 建築物耐震診断事業

地震対策していますか？  
いのちを守る専門家の健康診断を  
受けてみましょう。



可児市 建設部 建築指導課

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地  
TEL(0574)62-1111 FAX(0574)62-1542  
URL <http://www.city.kani.lg.jp/5672.htm>

## 1. 補助制度の内容

この制度は、地震に強い安全な街づくりを目指し、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害の防止を促進する耐震対策を支援するもので、「耐震診断」を実施する市民に対して、国と県と市がその経費の一部を補助するものです。

## 2. 対象となる建築物

次の要件を満たす建築物が、補助の対象となります。

- ① 『木造住宅耐震診断事業』の対象木造住宅以外の建築物。
- ② 建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこと。
- ③ 長屋及び共同住宅などは、居住者の承認を得ているもの。
- ④ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物。

## 3. 補助金の額

| 建物区分            | 補助対象限度額                                                                                               | 補助金額                          |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 特定建築物           | ①延べ床面積限度額<br>1,000㎡以下 3,670円/㎡<br>1,000㎡超え2,000㎡以下 1,570円/㎡<br>2,000㎡超え 1,050円/㎡                      | 補助率<br>2/3                    |
| 特定建築物以外<br>の建築物 | ①延べ床面積限度額<br>1,000㎡以下 3,670円/㎡<br>1,000㎡超え2,000㎡以下 1,570円/㎡<br>2,000㎡超え 1,050円/㎡<br>②補助対象限度額<br>150万円 | 補助率<br>2/3<br>補助金限度額<br>100万円 |

※1 一戸建て住宅以外の建築物について、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合には、事業者又は1棟当たり1,500,000円のいずれか低い額に1,570,000円を限度として加算することができます。

※2 一戸建ての住宅にあっては、補助対象限度額は136,000円とする。

(注1) 上記の補助額は、一棟あたりの金額です。

診断料が上記限度額を上回った場合、その上回った部分については全て自己負担となります。

(注2) 補助金のなかには、国・県の補助金も含まれています。

(注3) 補助対象限度額には消費税が含まれません。

## 4. 補助を受けられる方

○市内にある補助対象となる建築物の所有者等の方。

○市内にある分譲マンションについては、管理組合または管理組合法人。

なお、下記に該当する方は補助を受けることはできません。

- ① 岐阜県及び可児市が行う他の補助金、貸金貸付及び利子補給金等を受けている方。  
(ただし、岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォーム利子補給金を除く。)

※補助対象経費が重複しない場合はこの限りでない。

- ② 市税の滞納のある方。

## 5. 補助の対象となる耐震診断

補助の対象となる耐震診断は、下記に該当するものとなります。

- ① 昭和56年5月31日以前に建設された建築物の耐震診断。
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の別添の指針(平成18年国土交通省告示第184号)に基づく耐震診断であること。
- ③ 建築物の耐震診断結果について、「可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱」の別表に規定する建築物を除き、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の耐震評価委員会又は岐阜県知事が認めた専門機関に諮られたものであること。

※耐震診断を行う人(建築士等)へは皆様から業務を依頼して下さい。

## 6. 補助の申請手続き

### ① 補助金の交付申請・実施計画書の提出

可児市建築指導課に『交付申請書』(規則様式第1号)と『実施計画書』(要綱様式第1号)を提出してください。

### ② 補助金の交付決定

①の書類審査のうえ、適当と認めたときは『交付指令書』(規則様式第2号)を交付します。交付指令書の交付後に、実施計画書の内容に変更が生じた場合は『変更申請書』(規則様式第3号)を可児市役所建築指導課へ提出してください。『交付変更指令書』を審査のうえ交付します。

事業を中止する場合は『中止届出書』(要綱様式第7号)を提出してください。

### ③ 耐震診断業務の契約

交付指令書を交付を受けてから、診断を行う前に『業務委託先(建築士等)』との契約を行ってください。

### ④ 耐震診断の実施

業務委託先が耐震診断を行います。

### ⑤ 耐震診断結果報告書の受理

耐震診断終了ののち、業務委託先から『耐震診断結果報告書』が提出され、所有者に直接説明がなされます。

### ⑥ 耐震診断料金の支払い

耐震診断料金を業務委託先(契約者)へ支払ってください。  
この際、『領収書』を必ず受領してください。

### ⑦ 耐震診断の完了実績報告

可児市建築指導課へ『実績報告書』(規則様式第4号)と『完了実績報告書』(要綱様式第8号)を提出してください。

『完了実績報告書』には、業務委託先から受領された『耐震診断結果報告書の写し』、『耐震評価委員会又は専門機関の判定書等の写し』及び『領収書の写し』を添付して下さい。

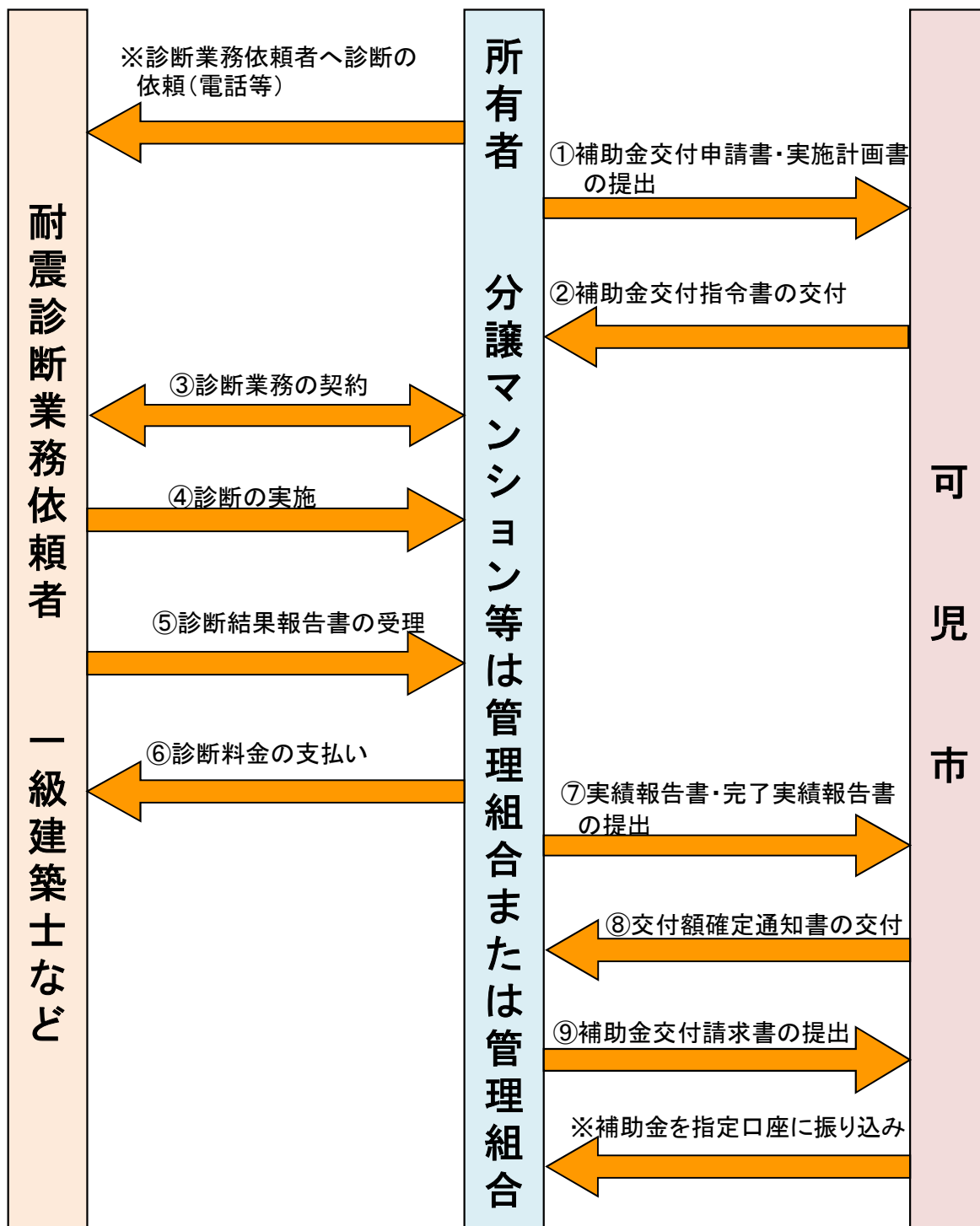
### ⑧ 補助金の額の確定

⑦の書類審査のうえ、適当と認めたときは『交付額確定通知書』(規則様式第5号)を交付します。

### ⑨ 補助金の交付

⑧の『交付額確定通知書』の額を確認のうえ、『交付請求書』(規則様式第6号)を提出してください。あなたの指定口座に補助金を振り込みます。

## 7. 耐震診断の流れ



【申込先及び問合せ先】

可児市役所 建設部 建築指導課 TEL 0574-62-1111